

第2. 基本方針

本調査は、本県におけるパブリックアクセスの可能性やイメージ等を探る基礎調査であるが、前述のパブリックアクセスの課題や必要性（意義）を踏まえ、パブリックアクセスの基本方針を例示すると、次の3点が重要なテーマであると考えられる。

1. 地域特性に応じた魅力ある海辺づくり

環境学習等のフィールドとしての海と触れ合える空間、豊かなライフスタイルを楽しむ海辺の生活空間、人々で賑わう海辺の都市的空間など、地域特性に応じた魅力ある海辺づくりが必要である。

また、こうした地域特性に応じた海辺利用のあり方を適切に構築していくために、地域の多様な主体（住民、企業、NPO等）の参加と連携を通じて、どのように海辺と関わるのかを踏まえた検討を深めることが重要である。

2. 利用と保全の方針の設定等

多様な主体の参加と連携に基づいた検討を踏まえ、沿岸域の利用と保全の方針を設定し、多様な主体が自ら情報発信や環境保全活動への参加等を行うことによって、利用と保全の方針が実効あるものにしていく必要がある。

これらの方針がなければ、保全すべき環境の疲弊・破壊や、異なる利用の競合による衝突などが危惧され、結果としてパブリックアクセスの意義が損なわれかねない。

3. 多様なネットワークの整備

海辺に人々を誘導しうる多様なネットワーク（情報、参加、交通等）が必要である。

特に、このネットワークは、上記 1. 2. の利用と保全の方針を十分に踏まえるとともに、魅力ある海辺を明確にして、合目的的に形成させが必要である。

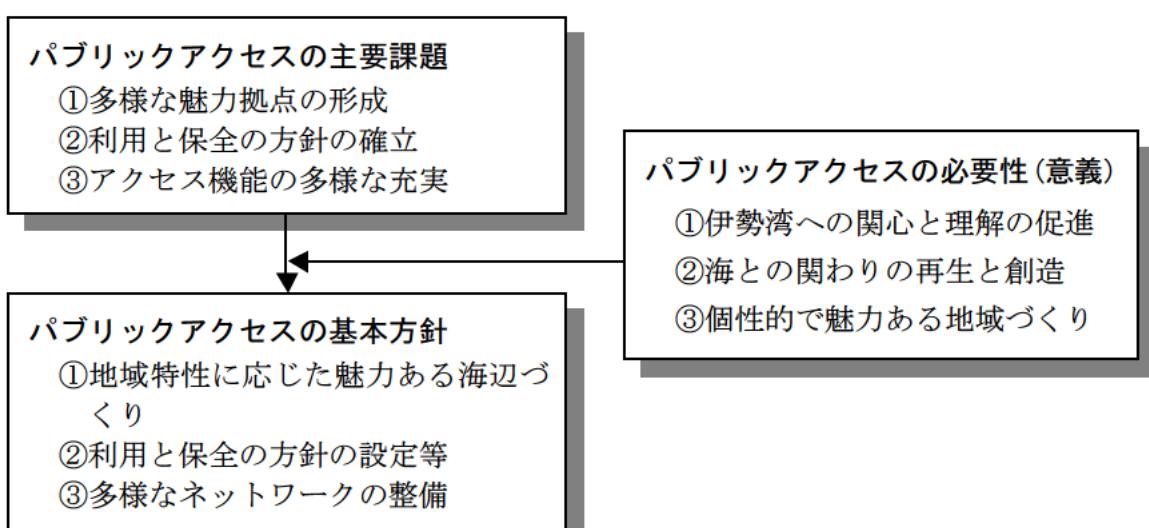


図3-2 パブリックアクセスの基本方針